

令和元年8月23日  
東京都

## 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の施行認可公告について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定に基づき、板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の施行を認可し、同法第7条の15第1項の規定に基づき、令和元年8月23日付けで公告したので、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第39条第2項の規定に基づき、その内容について掲示する。

### 【公告の内容】

- 1 施行者の氏名又は名称  
東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社
- 2 事業施行期間  
令和元年8月23日から令和7年3月31日まで
- 3 施行地区  
板橋区板橋一丁目地内
- 4 第一種市街地再開発事業の名称  
板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業
- 5 事務所の所在地  
新宿区西新宿一丁目26番2号新宿野村ビル
- 6 施行認可の年月日  
令和元年8月23日
- 7 施行者の住所  
東日本旅客鉄道株式会社 北区東田端二丁目20番68号  
野村不動産株式会社 新宿区西新宿一丁目26番2号
- 8 事業年度  
4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

施行者が適当と認める場所に掲示する。

10 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和元年9月21日

問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部

再開発課民間再開発担当

電話：03-5320-5138（直通）